

**令和3年度赤い羽根共同募金による
令和4年度地域福祉活動助成実施要領**

1 目的

本事業は、地域で身近な福祉課題の解決に取り組んでいる団体、住民に向けた福祉サービスを行う団体が実施する「誰もが安心して暮らせる福祉のまちづくり」のための活動に、必要な事業経費の支援を行うことにより、住民参加による地域福祉を推進することを目的とする。

2 事業実施年度

令和4年度（令和4年4月1日～令和5年3月31日）

3 助成対象および助成額

(1) 助成対象団体

地域の福祉向上を目的に活動している金ケ崎町内のボランティア団体・NPO団体、町内会・自治会等の任意グループで、次の要件を満たしている団体。

- ①公益的な活動を基本とし、営利を目的としていないこと。
- ②特定の企業、政党、宗教団体等から独立して運営・活動していること。
- ③定款、会則（またはそれに準じるもの）が整備されていること。
- ④将来にわたる継続的な活動の見込みがあること。
- ⑤同一事業で他の助成等を受けていないこと。

(2) 対象経費

- ①幼児・児童、高齢者、障がい児・者や、その他住民を対象として地域内で行う福祉活動を目的に実施する事業経費。
- ②地域で福祉活動を行う団体の活動拠点立ち上げに必要な事業経費。

(3) 助成額

- ①1団体につき1回あたり3万円を上限とし、千円単位で助成する。
- ②助成総額は予算の範囲内で、10万円を限度とする。

(4) 助成対象期間

対象事業への助成は令和4年4月1日～令和5年3月31日までにを行う事業とする。

4 助成申請

助成金の交付を受けようとする団体は、赤い羽根共同募金による地域福祉活動助成実施要領により、応募書（様式1）に必要事項を記入し、金ケ崎町共同募金委員会（以下、「本

会」とする)に提出する。

5 申請受付期間

令和4年7月22日～令和4年8月5日

6 助成の審査

助成申請書受理後、本会審査会にて当該申請事業にかかる審査を行い、本会運営委員会で決定し、岩手県共同募金会において助成決定後に、団体に対し助成決定通知を本会から行う。(通知時期は令和4年9月～10月頃を予定)

7 助成金の交付

助成金の交付は、団体からの申請により行うものとし、本会から決定通知を受けた団体は速やかに「事業実施に関する誓約書(様式2)」及び「事業実施計画書(様式3)」、「助成金交付申請書(様式4)」を本会に提出するものとする。

8 助成事業の完了報告書

決定通知を受けた団体は、当該助成事業の完了後、1か月以内に「完了報告書(様式6)」に添付書類を添えて本会に提出するものとする。

9 助成決定取消しおよび助成金の返還

次に掲げる事項に該当する場合は助成決定の全部または一部を取消し、既に交付した助成金がある場合は返還させることができるものとする。

- (1) 偽り、その他不正な手段によって助成を受けた場合
- (2) 事業を中止した場合
- (3) 事業を遂行する見込みがなくなると認められる場合
- (4) 助成金を指定された用途以外に使用した場合
- (5) 事業内容の変更の承認を受けずに事業を実施した場合
- (6) その他本会の指示に従わない又は本会が不相当と認めた場合

10 共同募金助成事業の広報

- (1) 助成金による事業を開催する場合は、「共同募金による助成事業」であることを周知するとともに、配布物には「共同募金による助成事業」であることを明記すること。
- (2) 金ケ崎町共同募金委員会の助成による事業であることを回覧版や会報、ホームページなどに掲載し、積極的に地域住民に周知すること。

11 問い合わせ・応募先

岩手県共同募金会金ケ崎町共同募金委員会

〒024-4503 金ケ崎町西根南羽沢 43

TEL : 0197-44-6060 Fax : 0197-44-6106